



未成年者喫煙防止の取組

未成年者の喫煙防止は社会全体で取り組まなければならないものです。この気運を高める目的で、公益社団法人沖縄県青少年育成県民会議及び日本たばこ産業株式会社沖縄支店が主催

する「未成年者喫煙防止街頭運動」が令和3年12月22日（水）に実施され、当局もこの取組に参加しました。

当日はあいにくの空模様となったことから、予定されていた街頭での啓発グッズ配布活動に代わって啓発グッズの贈呈式が執り行われました。

贈呈式では関係機関の代表者の挨拶の後、沖縄県立那覇高等学校の代表生徒へ啓発グッズの贈呈が行われました。

当局は、未成年者喫煙防止に向け、引き続き関係団体と連携を図り取り組んでいきます。

沖縄県青少年育成県民会議 山入端会長から代表生徒へ贈呈



お問合せ先 財務部 理財課

☎ 098-866-0092



船員の特定最低賃金が

改正されます

～内航鋼船700円、海上旅客550円引き上げ～

令和3年12月17日、沖縄地方交通審議会（会長 上原 義信）から沖縄総合事務局長（田中 愛智朗）に対して「沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金」、「沖縄海上旅客運送業最低賃金」の改正に関する答申が行われました。それを受け答申どおりの改正を決定し、令和4年4月上旬に発効予定です。

船員の最低賃金は、最低賃金法の特例規定により、業種・航行区域・総トン数の区分別に国土交通大臣又は地方運輸局長等により月額で決定されます。沖縄管内適用分（当局長決定）としては、「内航鋼船」、「海上旅客」の2業種であり、職員（船長や機関長等の役職のある者）、部員（職員以外）それぞれの職種毎に設定されています。改正後の最低賃金額は表のとおりです。

なお、大臣決定の最低賃金は、海上旅客および、内航鋼船（令和4年2月19日）で改正発効され、他の全ての地方運輸局等においても同様に改正が予定されています。

沖縄総合事務局長決定に係る船員最低賃金【発効日：令和4年4月上旬予定】（すべて月額）

業種別	職種等	最低賃金額 (改正前の額)	引き上げ額 (増加率)
沖縄内航鋼船 運航業及び木船 運航業	職員	250,750円 (250,050円)	700円 (0.28%)
	若年職員 (特定の養成施設過程を修了し勤務期間が短い者)	234,300円 (233,600円)	700円 (0.30%)
	部員	192,150円 (191,450円)	700円 (0.37%)
	部員(海上経歴3年未満)	182,850円 (182,150円)	700円 (0.38%)
沖縄海上旅客運送業	職員	247,350円 (246,800円)	550円 (0.22%)
	部員	185,900円 (185,350円)	550円 (0.30%)

お問合せ先 運輸部 船舶船員課

☎ 098-866-1838